

会 費 規 程

一般社団法人茨城県自動車整備振興会

第1条（目的）

この規程は、一般社団法人茨城県自動車整備振興会（以下「本会」という。）の定款第8条の規定に基づき会費に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条（入会金）

入会金の額は、次のとおりとする。

- (1) 正 会 員 10,000 円
- (2) 賛助会員 5,000 円

第3条（会費）

本会の会費は次のとおりとする。

- (1) 均等割会費 1,500円／月
- (2) 作業割会費 210円／車検1台当たり

第4条（会費基準）

均等割会費については、正会員、賛助会員一律とする。

- 2 作業割会費については車検台数に応じて徴収する。

第5条（均等割会費の徴収及び納入方法）

年額を原則4月分から3ヶ月分ごと4回に分けて納付するものとする。ただし、期の途中で入会したときの会費は、入会月の翌月から月数に応じた額とする。

第6条（作業割会費の徴収及び納入方法）

保安基準適合証、電子保安基準適合証及び特定整備記録簿に賦課し、その頒布に際し徴収する。

附 則

（施行期日）

1. この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. 第61期通常総会（平成24年5月25日開催）承認により、平成24年6月1日より作業割会費を『150円／車検1台当たり』から『180円／車検1台当たり』に変更する。
3. この規程の一部改正は平成29年2月21日より実施する。
（平成29年2月21日理事会承認）

4. 第68期通常総会（令和元年6月20日開催）承認により、令和元年8月1日より作業割会費を『180円／車検1台当たり』から『210円／車検1台当たり』に変更する。